

独占禁止法基本問題懇談会
第 14 回議事録

内閣府大臣官房

独占禁止法基本問題検討室

塩野座長 それでは、時間がまいりましたので、第14回独占禁止法基本問題懇談会を開催させていただきます。

今日は、独占禁止法における違反抑止制度の在り方等に関する論点整理(案)につきまして、御議論いただくということになっております。議論にお入り頂くその前に、人事異動についての御案内があるとのことですので、事務局から紹介させていただきます。

西室長 昨日6月26日付で、公正取引委員会事務局におかれて人事異動がございまして、経済取引局長として、前任の伊東章二局長から、新しく松山隆英局長が御就任されておられますので、御紹介申し上げます。

松山経済取引局長 松山でございます。よろしくお願いいいたします。

塩野座長 前局長からの引き継ぎ、よろしくお願いいいたします。

松山経済取引局長 わかりました。

塩野座長 それでは、まず独占禁止法における違反抑止制度の在り方等に関する論点整理(案)の説明をお願いいたしましょう。事務局からお願いします。

寺川参事官 それでは、各委員の方々のお手元でございます「独占禁止法における違反抑止制度の在り方等に関する論点整理(案)(未定稿)」となっている資料の概要について御説明させていただきます。なお、前回の会合でお配りしたものと全く同じものでございます。また、この資料に付いています附属の参考資料がございますので、それについても併せて説明させていただきます。

まず論点整理の1ページ目でございますが、「はじめに」というところで、この論点整理の趣旨について説明しております。

特に重要だと思えますのは、下の段のところになると思えます。中段でこれまで議論が重ねられてきたということに触れた後で、「このたび、独占禁止法基本問題懇談会においては、これまでの懇談会における議論を踏まえた『論点整理』(文責：内閣府大臣官房独占禁止法基本問題検討室)を公表し、広く各層の意見を求めることとした。『論点整理』は、独占禁止法における違反抑止制度の在り方等について、一定の方向性を示したのではなく、どのような論点があるかを整理したものであり、示された論点に対する意見や今後の検討に際して参考となる情報、『論点整理』には挙げられていないが追加すべき論点等を募ることを目的としている。懇談会においては、寄せられた意見等を踏まえつつ、また、改正後の独占禁止法の施行状況も注視しながら、引き続き検討を行い、鋭意検討結果の取りまとめ作業を進める予定である」としております。論点整理の目的とその後の意見の募集における趣旨というものを、かなり明確に書いたつもりでございます。

2ページ目以降が論点の内容でございますけれども「1 検討の際の視点・留意点」というところで、これは前回の会合でもお話ししましたが、なるべく

わかりやすくということで、必ず解説を可能な限り加えるということにしております。

今回は論点整理ということですので、それぞれの委員の御意見を可能な限り列挙しておりますけれども、意見が一致しているものについては、太枠で囲みをしております。

2ページの「(1) 違反行為に対して十分な抑止力が確保されていること」。この点につきましては、ここにありますように「違反行為を行った事業者等については、行政処分や刑事処分が課(科)されるが、これらの処分は、違反行為を抑止する観点から、十分なものでなければならない」という点がございます。

「(2) 実効的な法執行が可能な制度であること」に関する意見としては、「違反行為を行った事業者等に課され得る処分が十分であっても、実際に処分がなされなければ抑止力が確保されず、実効的な法執行(特に、中心的な執行機関である公正取引委員会による法執行)が可能な制度であることが重要である」、また「(3) 行政処分に際して適正手続が保障されていること」に関する意見としては、「独占禁止法の法執行の中心をなすのが公正取引委員会による行政処分(排除措置命令・課徴金納付命令)であるが、その前後において適正手続(デュー・プロセス)が保障されることも要請される」という意見がございました。

(2)と(3)の両者に関連して「適正手続に配慮しつつ、いかに実効的な法執行を確保していくかという視点が重要である」という意見もございません。

3ページ目に入りまして「(4) 国内の他の制度や外国の制度とも比較しつつ検討すること」に関する意見ということで「我が国において参考となると考えられる制度(税法、証券取引法等)と比較しつつ検討することは有益である。また、海外主要国の制度との比較も参考となるが、その際には、単に競争法だけで比較するのではなく、それぞれの国における基本法制(司法制度や行政手続)の在り方の相違も踏まえて比較・検討が行われるべきである」という意見がございました。

これらの点が、意見が一致しているものとして明記しております。

続きまして、「2 違反抑止制度の在り方」に移ります。内容としては、課徴金を中心に書いております。4ページ、「(1) 法執行手段等の多様性について」という中で、意見の一致のある部分として「違反行為の抑止のためには、抑止につながる様々な法執行手段があることが効果的である」ということを挙げております。

一方、それに対して、「違反行為を行った事業者に対しては、独占禁止法の法

執行に加えて、監督官庁による監督処分や、発注者による指名停止や違約金請求も行われ得るが、これらが行政上の不利益処分に事実上当たるかどうかを整理した上で、抑止力の在り方を総合的に考えるべきである。」という御意見が一部にございましたので、これを併記しております。

これ以降につきましては、まだ各委員の多様な意見をそれぞれ列挙しているという形になっております。

「(2) 課徴金制度について」に関する意見は、「<解説>」の後に続いております。5ページ目で「ア．現行法の課徴金の抑止力(算定率等)について」は、「改正法による課徴金の算定率の引上げは抑止力の向上に資するものである。算定率は十分な水準にある」という御意見がありました。

その一方で、「課徴金の算定率の引上げはまだ不十分である。中小企業等について別途低い算定率が設けられているのは適当ではない」、「課徴金の算定期間が最大3年間に限定されているのは適当ではない」という意見がございました。

「イ．課徴金納付命令の対象となる独占禁止法違反行為類型の範囲について」に関する意見として、「課徴金納付命令の対象となっていない私的独占(排除型)不公正な取引方法についても課徴金の対象とすべき」という御意見がございました。

「ウ．課徴金減免制度について」に関する意見としては、「減免対象事業者数を3社まで認める必要はないのではないか。調査開始後の申請者にまで減額を認める必要はないのではないか」というような意見などもございました。

6ページに入りまして、「エ．課徴金の法的性格、算定方法(不当利得相当額等を根拠とする必要性)等について」に関する意見ですが、「現行の課徴金は不当利得相当額を算定の根拠としているが、こうした考え方に拘束されるべきではなく、抑止のために必要な金額を課せるようにすべきではないか」というような御意見があります。

は、それに合わせたものと言えますけれども、「多くの国においては、不当利得の観念を要さずに事案の実情に応じて金額を設定でき、その賦課も裁量によるため柔軟に運用できる金銭的不利益処分を設けており、独占禁止法の課徴金についてもこのような制度にしていくべきで、そうすれば現行の課徴金の対象となっていない違反行為類型にも課すこともできるようになる」という意見がございました。

この論点整理では、従来、「制裁金」などという言葉がいろいろ使われてきていましたけれども、おおむね「課徴金に代わる金銭的な不利益を与える制度」につきましては、「金銭的不利益処分」という言葉をここでは使っております。今後使われる用語もそのようになっております。

は、若干反論になると思いますが、「不当利得相当額をベースにしないとしても、刑事罰ではなく行政処分なので、その算定に合理的な根拠が必要なのではないか」というような意見など、〃、〃、〃と、多種多様な意見がございますので、ここで紹介しております。

7ページに入りまして「オ．企業において法令遵守の取組が行われていた場合に、このことを課徴金の算定に当たって考慮する仕組みについて」に関する意見を連ねています。議論の中ではコンプライアンスプログラムという言葉がよく使われておりましたが、ここでは、「法令遵守の取組み」としております。「＜解説＞」の後に続き、「(委員の意見)」としては「〃企業における法令遵守の取組を確保する観点から、こうした取組を評価し得る制度（課徴金の算定に当たって減額要素とする等）とすべきではないか」という意見がございました。

一方、「〃法令遵守の取組が機能しているのであれば、そもそも違反行為は起こらないはずであり、減額要素とするのは適当ではない」という御意見もありました。

また、それをどう評価するかという別の観点から、〃、〃、〃などの意見がございました。

「(3) 刑事罰について」に関する意見としては、8ページの方に入りまして「ア．課徴金と刑事罰の併科と憲法の禁止する二重処罰について」ということで、「独占禁止法違反に対する法人処罰と課徴金の併科については、最高裁判決もあり憲法にいう二重処罰の問題は生じない」という意見がある一方で、「当該判決は個別事案についてのものであり、一般的に二重処罰の問題は生じないといえるか疑義がある」という意見もございました。

次は、政策判断としての課徴金と刑事罰の併科問題ということで、「世界的にみると、競争法の分野ではこのような立法例はめずらしく、何らかの方法で二重賦課を解消すべきである」とし、「具体的には、ア) 課徴金と刑事罰金を同一法人に科す場合、前者から後者の額を控除する、イ) 事件ごとにどちらを賦課するかを決める、ウ) 法人に対する刑事罰を廃止（個人に対する刑事罰は維持）するという方法が考えられる」と指摘されています。

としては、「違反行為に対しては原則として課徴金を課すことにより迅速に対応するとともに、悪質・重大な事案については、併せて刑事罰を科すという現行法における役割分担は十分に機能している」という意見がございました。

刑事罰の役割等について注目した意見として〃、「刑事罰にはスティグマ（stigma、烙印）効果があり、法人に対する刑事罰を廃止して担当者だけが刑事責任を問われるのは適当ではないので、法人に対する刑事罰は維持すべきである」があります。

その他、これに関しては、いろいろな意見がございまして、以下列挙しております。

9 ページでは、「(4) 違反行為のあった法人の代表者に対する制裁の強化について」に関する意見を記載しています。現行でも法人の代表者に対する刑事処分に係る規定はあるわけですが、実際に適用された例はございません。これを受けて、委員の意見としまして、9 ページの一番下から次にかけてですが「実効的な違反抑止のためには、法人の代表者に対して過失犯として罰金を科せるようにするべきではないか」という意見がありました。

また別の視点ですが、「違反行為者である個人が刑事罰を科されないとしても取締役等にはなれないようにすること、法人が刑事罰金を科された場合にその代表者が何年間か取締役等になれないようにすることも効果的ではないか」という指摘がありました。

「(5) 民事訴訟の活用について」に関連する意見として、ですけれども、「私人による差止請求訴訟、損害賠償請求訴訟は違反抑止制度の重要な柱の一つであり、独占禁止法違反行為により被害を受けた私人による差止請求訴訟・損害賠償請求訴訟が機能するようにすべきである」として、具体的な指摘が続いています。

それに加えてとして、「訴訟の結果支払われることになった損害賠償金や返還されることになった不当利得について、被害者救済に資する観点からも、課徴金との調整ルールを設けるべきである」というような意見、またとして、「消費者は独占禁止法違反行為により被害を受けることから、消費者の利益保護を明確にし、不当利益の吐き出し制度、解約できる権利を検討すべきである」というような意見がございました。

これまでが抑止制度の問題でございます。

次いで「3 審査・審判の在り方(公正取引委員会における手続の在り方)」ということで、10 ページ以下に書いてございます。手続の流れについては「< 解説 >」でかなり詳しく説明しております。

12 ページになりますが「(1) 審判官の在り方について」に関する意見ということで「審判手続においては、証拠に基づく事実認定が重要であり、審判官は法曹資格者であることが望ましい」という意見がございました。

その一方で「経済実態や独占禁止法についての知識を持っていることも重要である」という指摘がありました。

ほかに、中立性の観点からの指摘ということで、でまとめています。

「(2) 審判を経て処分を行う手続を処分後に不服審査としての審判を行う手続としたことについて」に関する意見ということで、今回の改正法の手続規定の変更についてですが、としましては、「行政処分前に審判を行う改正

前の独占禁止法と比べると、行政処分が出された後で争う審判制度とした改正後の独占禁止法は適正手続の観点から問題があるのではないか」という指摘がございました。

それに対して、としては、「改正法による手続の見直しは、適正手続の保障と法執行の実効性確保の両者の要請の調和という観点から制度設計されたと理解できるのではないかと。事前手続だけではなく、事後の審判手続も含めて総合的に判断すべきではないか」という趣旨の意見がございました。

13 ページに入りまして、として「事前手続と事後の審判手続は重複する部分が多く、審決までの期間の長期化、公正取引委員会及び被審人の負担の増加につながるおそれがあるのではないか」という指摘がございました。

一方、それに対して、「事前手続は意見申述・証拠提出の機会を与える簡易な手続であり、事後の審判手続とは重複しないのではないかと。改正後の独占禁止法の運用を見る必要がある」という指摘もございました。

一応 までの議論は、現行の課徴金制度が、今後どうなるかということとは独立した議論だったわけですが、課徴金はどう変更するかによって、審判手続にも影響があるのではないかと指摘もありました。

「(3) 不服審査の在り方について」に関する意見としては、これは審査の事後化のことに関連したものでございますけれども、、「主要国の競争法においては、競争当局が行った処分について自らが審判により不服審査を行う制度は例がないこと、制度に対する不信感がぬぐえないことから、排除措置命令・課徴金納付命令は、審判ではなく、取消訴訟によって争うようにすべきではないか」という意見がございました。

は、が前提となっていると思いますが、「公正取引委員会に対する審判請求と裁判所に対する取消訴訟の提起のいずれかを選択できるようにすることも考えられるのではないかと」という意見がございました。

は、「選択制ではなく、すべて地方裁判所で争うこととするなど、どちらかに割り切るべきではないか」という意見がございました。

また、として、「公正取引委員会という独立行政委員会を設置した趣旨を踏まえると、一次的には専門知識に基づいて委員会が慎重に判断する機会を設けるといふのは十分理由がある」というような意見などを列挙しております。

「(4) 排除措置命令と課徴金納付命令の在り方について」に関する意見ということで、、「課徴金納付命令により違反行為は除去できるはずであり、これに加えて排除措置命令を課す必要はないのではないかと」、つまり課徴金納付命令だけでいいのではないかと指摘がございました。

それに加えて、新しい制度では、一応排除措置命令と課徴金納付命令は同日に行うということが可能になっておりますが、、「排除措置命令と課徴金納付

命令は事実の認定と法律の適用という点で共通しており、別の手続とする必要はないのではないか」という意見もございました。

また、「改正法は、もともと別の手続であった排除措置命令と課徴金納付命令をできるだけ統合しようとしたものであるが、課徴金納付命令に係る審判では売上額など個別具体的な問題を扱うことから、完全に一緒にすることは難しいのではないか。まずは、改正後の独占禁止法の運用を見てみる必要があるのではないか」という御指摘がございました。

14 ページの「(5) 審査・審判と適正手続の保障について」というところですが、「審査官による関係人からの事情聴取の際に弁護士を同席させるべきではないか」という意見が出ました。

また、として、「審判において被審人は審判官に審査官に対する文書提出命令を求めることができるが、審査官が立証に使う証拠以外にどのような証拠を持っているのかは被審人には分からないので、証拠開示の観点で問題があるのではないか」という意見や、として「刑事罰金よりも高額になることもある課徴金を賦課するため適正手続として現在のもので十分と言えるか検討が必要である」という指摘がありました。

一方で、として、「審査・審判手続の多くは公正取引委員会規則で定められており、法制度の問題というよりは、運用・規則の問題である」という指摘がございました。

手続面については、ここまで出ございます。

次に「4 不公正な取引方法に対する措置の在り方」です。

15 ページで、意見がかなり多様にわたっています。不公正な取引方法に対する意見については、基本的には、何らかの金銭的不利益処分の対象とするべきではないかという観点がある前提にあると思われます。また、現行の不公正な取引方法の規定が、法律ではなくて告示で決められているというところに問題があるのではないかと。または、金銭的不利益処分を課するのであれば、どの部分が対象となるべきかという観点から見直すべきではないかという意見がいろいろ出ておりました。

事務方としては、ちょっと整理しようかと思いましたが、かなり多様なこともありまして、それらを含めて今 13 項目にいたしました。

今、申し上げましたように、不利益処分を課すべきではないか、それがどうかという御意見。それと関連していると思いますが、不公正な取引方法の規定の在り方についての議論。その中身を整理すべきではないかというような議論などを併せていろいろな意見がございましたが、それを列挙する形にしております。

16 ページ以降は「5 その他」についてです。「(1) 公共調達における入札

談合問題について」ということで、1つの意見としましては、として「独占禁止法の実効性を確保するためには、独占禁止法の抑止力の確保だけでなく、独占禁止法違反行為として摘発される事案の多くが公共調達における入札談合事案である中で、改善すべき課題として公共調達における構造的な問題（調達制度、発注者の在り方等）の存在を認識する必要がある」という意見のほか、

として、「公共調達における入札談合の構造的な問題点の改善は必要であるが、改正後の独占禁止法により、入札談合の摘発が進み、入札制度の改革に向けた取組が行われているところでもあるので、当面は状況を注視していくことが適当である」という意見がございました。

「(2)公正取引委員会が行う警告、注意について」は、として、「法律に明文の根拠規定がないにもかかわらず警告をし、そのことを公表することは問題なのではないか」また、として、「行政指導である警告については、争う手段がないという問題もある」という指摘がありました。

一方で、として、「違反行為の防止の観点から警告・注意も有効である」また、として、「警告・注意については、事前相談への対応を含めた行政指導一般の問題として検討すべきである。行政指導を含めた抑止力の在り方として、一般論としては、警告・注意を維持すべきである」という御意見もございました。

論点整理としては、以上でございます。

併せて、附属資料は中身だけ御紹介させていただきます。

資料1として「独占禁止法違反行為の類型ごとにとられ得る独占禁止法上の執行手段の比較」ということで、以前御紹介した資料を添付しております。

資料2というのは「独占禁止法違反行為（カルテル等）に対する措置等の概要」ということで、図式化したものを入れております。公正取引委員会の措置より下の部分につきましては、その後の各委員の御指摘等を併せて、若干修正をして入れております。

資料3としまして「独占禁止法違反行為に関連してとられ得る措置等の性質、措置（請求）主体等」について、まとめております。

資料4は「独占禁止法の課徴金について」ということで、「課徴金算定の流れ」「改正独占禁止法における課徴金」「2 算定引上げの理由」「3 一定の場合に課徴金算定率を割増（軽減）する制度」などについて説明しています。

資料5として「課徴金減免制度について」まとめた資料を付けております。

資料6として「主要国におけるカルテル行為に対する制裁金等」ということで、幾つかの例を表でまとめております。これに関しましては「欧州委における制裁金算定の流れ」イギリスの例などを紹介しています。

資料7では「独占禁止法における手続の流れ」について御紹介していきまして、

2 ページ目で独占禁止法の審判制度の流れを紹介しています。

資料 8 として「行政法審判官制度の概要」ということで、アメリカの制度についての紹介をしております。

資料 9 は「主要国における違反抑止制度の概要（一般）」ということで、これは独占禁止法に限らず制裁というものの概念、刑事罰、行政罰の対応について、これまで専門調査員に調査していただいた内容を事務局なりにまとめたものを御紹介しております。これが 5 ページ目までございます。

資料 10 として「主要国における違反抑止制度（競争法）」について、日本、EU 関係の諸国、アメリカということで、算定方法の違いなどを含めて表にまとめております。これが 5 ページまでございます。

資料 11 として「不公正な取引方法相当規制」ということで、これは多種多様にわたるわけですが、ここでは廉売規制、優越的地位濫用規制、再販売価格拘束規制について、それぞれ国によって法的な根拠なども変わってきますので、それぞれについて概要を表にまとめて説明するという形にしております。これが公表する予定の論点整理とそれに対する附属資料ということになっております。

論点整理に対して参考となるということで、これまでもまとめておりましたが、論点整理についての参考資料という横の表にしたペーパーですけれども、今回も用意しております。

前回の会合で今回の会合までに意見をペーパーとしてお出しいただいた場合には、席上に配付させていただくと御案内しておりました。石井委員、村上委員、村田委員、増井委員から、それぞれ意見が出されましたので、それを席上に配付しております。

参考までに、わかりやすいようにということで、各委員が論点整理案のどの部分に意見を出されているのかをしているかを示した資料を用意しております。

増井委員の意見につきましては、本日配付するよう御指示があったところですので含まれておりませんが、御紹介いたしますと、増井委員の御意見は 2 点ありまして、論点整理案 9 ページ目の 両罰規定についての指摘のところについて、修正意見がございます。また、同じく 15 ページ目に当たる部分ですけれども「4 不公正な取引方法に対する措置の在り方」の の部分につきまして、修正意見が出ております。

私からの説明は以上でございます。

塩野座長 どうもありがとうございました。それでは、これから論点整理(案)について審議に入りたいと思います。

既にメモを提出いただいている方、ありがとうございました。しかし、メモの提出は、必要条件ではございませんので、他の方におかれましても適宜御発

言をいただきたいと思います。

今日の趣旨でございますけれども、論点整理をきれいにまとめて、これは端書きにもありますように、事務局の責任において出すということではございますが、皆様方の御意見、論点の指摘ができるだけ正確に伝わっているようにということで、今日、御意見等を承るわけでございます。

ただ、今日、御意見をいただきたいとっておりますけれども、あらかじめ、今の段階で自分の意見を全部ここで出してしまおうと、今日がその最後の機会だと思いにしないでいただきたいと思います。

そうしませんと、その意見に対して、当然また反論が出てまいりますので、反論、再反論ということになると、キリがございません。そういうことを、まず一つ申し上げておきたいと思います。

そういうわけで、勿論、「この意見が書いていなければ、この懇談会としての議論に穴が空いているじゃないか」ということであれば、それは勿論お受けいたしますけれども、「実は自分にはこういう意見である」ということを今の段階でおっしゃる必要はないと思います。

しかし、非常に簡単に縮めておりますので、これでは意味が読み取れない、あるいは誤解を招く恐れがあるのではないかと、という点は、どうぞ御発言をいただいて、後ほど私どもの方で整理させていただくということになると思います。

それから、新たな項目について、今日御意見をいただくと、それについて議論をしなければいけないということでございます。つまり、ここで論点整理として挙げておりますのは、ある程度の御議論があったものを取りまとめているということで、ここで急に何かこういう論点があるということでは出されますと、それについてあと1～2回議論をしなければならないということもでございます。繰り返し申しておりますように、これが最後の舞台ではございません。舞台は、むしろこれからあるということで、まず序幕であるとお考えいただいてもよろしいのではないかと思います。

私なりに見ていると、こういう点が抜けているのではないかとと思われるところも決してないわけではありません。ただ、そういう幾つかの論点も議論を深めて、こういう方向に固まるようであれば、こういう論点が出てくるのではないかと。これは仮定の話でございますけれども、仮に刑事処罰というものを個人に対する処罰だけに限るということになって、不利益金の方をずっと重くしていくと、実はこういう点が議論しなければいけないのではないかと、そういったこれからの議論の仕方によって出てくる問題もあります。

それも全部見通した上で、国民の皆様にご披露するということになると、これは最後の最後の段階でのパブコメということになりますが、今日はそういう

パブコメではないということを御承知置きいただいた上で御発言をいただきたいと思います。

それから、今日はここまでいただいた御意見について、ここですぐ、これはやめておきますとか、これはいただきますとか、ばっさばっさで行けるかどうかは甚だ自信のないところがございますので、この点はもう少し考えさせてくださいとか、そういうことを申し上げるかもしれませんので、そこは御容赦いただきたいと思います。

繰り返して申しますけれども、仮に論点のところでは御意見が入らなくても、委員の皆様ですから、委員の皆様はこの場で十分御意見が出せるはずでございますので、そこはよろしくお願いしたいと思います。

そこで、議論の仕方でございますけれども、せつかく御意見を寄せられている方を前提にした論点整理（案）に寄せる意見の状況というペーパーがございます。

それから、その基になっている4つの資料がございます。増井、石井、村田、村上の4委員の方々の資料がございます。

それから、もともとの論点整理（案）がございます。御発言の方は適宜、ここを読めばいいというような形でおっしゃっていただいて御発言をいただければと思います。

かなり多岐にわたっておりますので、項目ごとに大体一固まりずつのところでは論点の指摘をしていただく、あるいは御発表をお願いするということにしたいと思います。

「はじめに」は預らせていただきます。

次の「1 検討の際の視点・留意点」について、村上、村田委員から御意見が出ております。

村上委員 私は合意事項だけは十分に議論した方がいいと思うのです。これから後の議論も拘束することになるかと思っておりますので、そこは確実に一致した事項に限定すべきだと思います。それで、2点だけ問題になります。

最初のところは、2つ目の「実効的な法執行が可能な制度であること」と書いておまして「『特に、中心的な執行機関である公正取引委員会による法執行』が可能であることが重要である」と書いてある。それで、実際に処分がされなければ抑止力が確保できないという形で書いてあります。

ただ、建前としては行政庁が付与された権限を十分に行使することは当然であるし、私はこう書かれていると、裁量型行政制裁金というのが公正取引委員会にとって仮に権限を付与したとしても執行できないので、実効的な執行は可能な制度ではないという形で受け取られるとまずいことになると思うので、これは全面削除していただきたいというのが、まず合意事項についての1点にな

ります。

それで、裁量型課徴金を入れるべきだという意見を持っていますが、むしろ入れるべきだという意見を言う方が、新しい制度ですから多少説明責任があるのだと思いますので、なぜ書いてあることがおかしいのだろうかということの説明させてもらいたいと思ひまして、多少付加的に理由を述べてございます。

基本的に、決して負担になるようなものではないものだし、決してすべてにかけるのではなくて、EUでも、カルテル以外の事件では法的措置の取られる事件のうちの1割程度しか課されないようなもので、非常に悪質なものだけに課すということは、公正取引委員会がそういう制裁金を課すことについて、それは決して不可能でもないし、重い負担を課しているわけではないと。

それから、日本より劣った国といったらおかしいんですけども、競争政策が浸透していない国や、ほかの競争当局でも使っているものなので、少なくとも執行できないとか、執行が不可能であるという制度を導入するわけではないというのが第1点目の論点になります。

次が2ページ目で、これは全面削除というよりも、一般的な海外との比較・検討のところで、海外主要国の制度との比較も参考となるが、その際には競争法だけで比較するのではなくて、それぞれの国における基本法制の在り方の相違も踏まえて比較・検討が行われるべきであるとして書いてあります。ここはもっと単純に書いてよいのであって、我が国において参考となると考えられる制度及び海外主要国の競争法や関連する司法制度の在り方と比較して検討することは有意義であると、そういうふう書き直せばいい。特に私が考えていますのは、今の義務的に固定金額を徴収するというような硬直的な課徴金制度とか、処分を行った行政庁が事後行政審判まで主宰するというような日本独自の手続は、歴史的な産物であるとは言えても、基本法制の相違で正当化しようとしても、正当化できるものではないだろうというのが、私の意見です。逆に言えば、意見が確実に固まっている範囲で、合意事項というのは書くべきだという意味で、2点目はそういうふうに修正してもらえればありがたいと。この2つです。

塩野座長 どうもありがとうございました。

それでは、村田委員。

村田委員 最初の検討の際の視点と留意点につきましては、今までキーワードとしても出ていると思いますが、「透明性・予見可能性が確保されていること」と、「国民経済的に損失のない合理的な制度であること」を明記していただきたいと思ひます。(2)と(3)の部分につきましては、今後の処分全体の在り方、対応を検討するという前提から、「中心的な執行機関である公正取引委員会による法執行」の括弧書きの部分削除していただきたいということと、行政処分が前提になった表現になっておりますので、(3)のタイトルの「行政処分」か

ら「行政」の部分を取っていただきたいと考えておりますが、より広い視点から対応する必要があるのではないかという趣旨での文章の変更のお願いでございます。また、(3)の本文についても、「その前後において」の部分で、「処分に際しては、事前に適正手続が保障されることが要請される」に修正していただきたいと考えます。

(4)の海外との比較の部分につきましては、単純な比較・検討ということだけではなくて、今後ますます外国企業が日本の独占禁止法との接触が増えることも予想されるわけですから、そういう観点からもう少し視野を広げた表現として、「外国企業への法適用の局面の増大も念頭に、海外主要国の制度との比較・検討を行うことが不可欠であり」に修正していただきたいという趣旨でございます。

塩野座長 今、検討の際の視点・留意点で、これは基本的な了解事項がここに書かれているということでございますので、何かほかに御意見があればと思います。

増井委員どうぞ。

増井委員 今の二人の御意見について、申し上げたいと思います。

まず(2)の「実効的な法執行が可能な制度であること」という点ですけれども、私は村上委員の意見に賛成するわけではありませんけれども、「実効的な法執行」という言葉は、少し国民にとってわかりにくいのかなという気がします。例えば「適正であること」とか、「迅速であること」といったような表現の方が分かりやすく、「実効的」だと何を意味するのかちょっとわかりにくいので、そこを少し工夫していただく必要があるのではないかと思います。

それから、今の村田委員の意見の関係で、(3)の適正手続の保障の関係で、「行政処分であるが、その前後において適正手続が保障されることも要請される。」と書いてある一方で、村田委員は「事前に」としておられる。私は、行政処分の前後両方に適正手続が必要かという問題提起をした関係もありますので、論点整理の(3)の枠内の「その前後において」という部分は、「その際に」という表現にして、これは前と後と両方やるのか、どちらかでやるのか、というところは少しばかして国民の意見を聞いた方がいいのではないかと思います。

その2つを提案として申し上げたいと思います。

塩野座長 どうもありがとうございました。ほかに何か御意見はございますか。大体よろしゅうございますか。

私の意見と申しますか、ちょっと申し上げてよろしければ、まず、村上委員の「実効的な」という辺りなんですけれども、御自分のデザインが全部できていて、それに対してこういう意見があると、これがこう誤解されるおそれがあ

るとか、そういう御発言ですが、それはもう少し待っていただきたいという気がいたします。

自分は裁量を提案しているんだけど、それに障害があるのではないかと、という観点からの意見については、それはまたこれから何度も言っただければいいわけで、この文章からはそこまでは読み取れないんです。実効的という言葉の意味が、増井委員もおっしゃっているような意味もありますが、それはまた後で私が申し上げます。

もし皆様の御同意が得られれば、これはできればこのままにしておいていただきたいということがございます。

ただ、実効的などという点は、これは実効的権利保護とか、最近、行政事件訴訟検討会でも随分使っているんですね。しかし、ここは御指摘がありましたので、文章をもう少し考えさせていただきませうけれども、そういうことで、お許しをいただければと思います。

それから、行政処分のことですが、これは刑事処分のことも考え、行政処分は憲法 31 条、33 条との関係もあるので、念を押して書いているということがございますので、処分といって、刑事処分まで含めるとするのは普通はありません。だから、この文章でも大体刑事処分、それから行政処分というふうに切り分けておりますので、ここは後の方で処分という言葉はどう使っているかも見た上で整理をさせていただきたいと思います。

それから、今の増井委員の御意見のところ、事前、事後のところですが、これは適正手続が事前、事後のどちらに重きを置くかと、いろいろ議論があつて、しかしトータルで見てくださというのが大体行政法の基本的な考え方でもあり、それから今までの御議論でも事前に重点を置くのか、事後に重点を置くのか、それで事後だっていいじゃないかというのが今度の改正の話ですが、しかし、それでいいのかという反省も込めて、ここに事前、事後と書いてあるという趣旨でございますので、ただ御発言がございましたので、そこはもう一度考えさせていただきたいと思います。

あと、外国のところは、私もよくわからないんですが、これは書いた方がいいですかね。

もう一つは、余り細かいことをいちいち言っていると大変なんですけれども、村田さんの御意見の中で「国民経済的に損失のない合理的な制度」というのは、最初からこれを書くときついでにはないですかね。では、ここでもう一度議論しますと、国民経済的に損失のないというのはどういうことなのか、経済成長にどの程度影響があると国民経済的に損失があるということかと、非常に議論を巻き起こしますので、国民の御意見で、こういうことをやると、こういう損失があるということが、もっと情報が出てきたならばいいと思うんですけれども、

恐らくこのままでもそういう御意見は出てくると思いますので、これを全体の合意としてまとめるというのは、消費者の方からしても納得がいかないということになると思いますし、ここは勘弁していただきたいと思います。

村田委員 透明性と予見可能性は、どうでしょうか。

塩野座長 透明性は当然のことで入れておいた方がよろしいかもしれません。そこは考えさせていただきます。

村上委員 今の座長の説明で解説付きということなら、それで了承いたします。私の書いたような懸念までは心配する必要はないということの説明がございましたので。

塩野座長 ないと思いますね。これだから裁量はやめておけなんていう話はどこからも出てこないですよ。そうしたら、裁量処分なんていうのはあらゆる場面であり得ないことになります。

もう一つ付け加えて申しますと、日本の行政で私が一番問題だと考えているのは、要するに実効性が確保されない、ここの文章は、そういうことにならないように、という趣旨です。網だけかけておいて、それで人員も増やさないで、やりなさいと言っておいて、そのままにしておいて何とか国民の目をごまかすという語弊がありますけれども歩留りで御納得いただいていたというのが、日本の今までの行政だったんですけれども、そういう形では国民は納得していただけないだろうという前提がここにあるものですから、こういうふうに書いてあると、私は理解しておりますので、よろしく願いいたします。

どうぞ。

村田委員 先ほどの(2)の括弧の部分の「特に、中心的な執行機関である公正取引委員会による法執行」あるいは(3)の出だしの「独占禁止法の法執行の中心をなすのが公正取引委員会による行政処分」の表現に関しましては、以前も申し上げましたように、談合事案の処理においても、結局は違反行為の事実認定が問題になるわけで、それは別に公正取引委員会の競争政策上の専門性が特段必要とされる事件処理ではないという視点からすると、今後も公正取引委員会が中心的な執行機関であるということ、冒頭からすべての委員の合意事項としてわざわざ入れていただくことについては抵抗がございますので、その部分を削除していただけないでしょうかという趣旨でございます。

塩野座長 ここはいろいろ御議論があるかと思いますが、私の理解は、この懇談会に対する諮問事項の1つの枠ではないかと思っております。これは、また御紹介してもよろしゅうございますけれども、公正取引委員会を中心に諮問が行われているということは、明確でございますので、独占禁止法の施行する期間、これは公正取引委員会が中心でございますね。課徴金に係る制度の在り方、違反行為を排除するために、必要な審判手続の在り方等に、この審判手続

も公正取引委員会のお話でございます。

それから、附帯決議の方も独占禁止法の措置体系の望ましい在り方について、実効性の確保や国際的調和等の観点を十分に踏まえつつ、議論が尽くされるよう努めるとともに、特に中小企業等に不当な不利益を与える不当兼売、優越的地位の濫用等の不公正な取引方法に対する措置に関しては、課徴金適用の対象とすることも含めてその方策を早急かつ前向きに検討することということですが、その次も不公正な取引については公正取引委員会において厳正に対処すると。つまり、公正取引委員会を一つの核に置いているということがございます。今の御発言の御趣旨は、公正取引委員会でやってみると、やはりだめなものが出てくるでしょうと、それはやはり公正取引委員会自体の問題にも出てくるかもしれないということなんですが、のっけから公正取引委員会はおかしいという議論の筋道で、この懇談会はできているわけではございません。もちろん、そういう問題が出てくれば、それは排除するものでは全くありません。

村田委員 ただ、わざわざ強調して書く必要もないのではないかとというのが、(2)の括弧の部分削除していただいてもよろしいのではないかとこの趣旨でございます。

塩野座長 そういう御意見がありましたので、そこはもう少し考えさせていただきます。

それでは、大分時間が経ちましたので、次の方に入りましょう。外国制度のところは、村上委員の先ほどの御発言もございましたが、私は前ので大体できているので、これを取り替える必要はないという感じはしておりますが。

村田委員 私の訂正の部分はどうでしょうか。

塩野座長 これをわざわざ入れた方がいいのかですね。

村上委員 それぞれの国における基本制度、司法制度、行政制度の在り方の相違を踏まえと、そのフレーズをそこまで強調しなければならないのかということだけなのです。

塩野座長 これはこの懇談会の最初の頃から申し上げていることです。

村上委員 それは関連するということではだめですか。

塩野座長 今まで公正取引委員会の独占禁止法の問題が多少ごたごたしたのは、もう少し行政制度あるいは司法制度の全体の中の位置づけをまずきちんとしなければいけないんじゃないでしょうか。外国だって、アメリカの何かがぼんとあるわけではなくて、アメリカのいろんな制度の中に位置づけられている。それを少なくとも共通の知識とした上で議論をしないと、何度も同じことの繰り返しになります。

村上委員 了解しました。私は、むしろ逆に日本独自の基本制度によって日本独自の個別制度も維持されるのではないかと、そういう論理になるかと思っ

たので心配したのです。一般的に基本制度との整合性をとることでしたら、同一認識、同一意見です。

塩野座長 それでは、次に進みます。

佐野委員 この視点に1つ付け加えていただきたい項目があります。新しいところで申し訳ないんですけども、独占禁止法の目的と手段という中に、ここに書いてありますように、「市場における公正かつ自由な競争を確保促進することによって、一般消費者の利益を確保する」とあります。よく言われるように、消費者の利益というのは反射的利益である、ということです。参考資料の(6)にもきちんと言われておりますが、独占禁止法本体の中に消費者政策を明確に入れるためにも「消費者行政の視点」を入れてほしいと思います。

消費者保護や消費者の権利も視点に考慮するというような形で、消費者行政のことを明記していただきたいと思います。

塩野座長 独占禁止法第1条をどう理解するか。実は私もその点は気になっていますが、そこは実は十分議論できていないんです。今のお話でもすぐに共通の意見ということにはならないと思います。

ただ、論点としては既に出ているところなんですけれども、それを1つだけぼんと出していいかどうか、今、事務局の方をお願いしているのは、要するに樹木状の絵を描いてみてくれないかと。つまり、独占禁止法で消費者全体の利益とか、それからこちらに消費者基本法がありますね。それから景品表示法とか、いろんなものがありますので、それで大体の役割分担で消費者保護はどこが基本になるのか、それで公正取引は大体どこが守備範囲になるのか、境界領域はどうなのかということを一整理してみないと、この場ですぐ国民の御意見を承るにはちょっと材料が不足かなという感じがしております。

ツリー状になるか、クモの巣状になるかわかりませんが、ポンチ絵を書いてもらっておりますので、それをごらんいただき、お考えをいただいた方がいいと私は思っております。御指摘の点は、私も大変悩ましいところなんですけど、1条をのっけからやるとなると、ちょっと大変だという気がしましたので、よろしゅうございますか。

次の「2 違反抑止制度の在り方」について、まず村田委員から出ておりますので、簡単に御説明いたしましょう。

村田委員 中間整理の4ページの は、私が申し上げた意見ですけども、もともとの発言どおり、もう少し正確に表現をしていただきたいという趣旨で、私の意見書の1ページ目の最後の部分ですが、「違反抑止制度全体として、総合的に検討を行い、悪質性・重大性に応じたものとする」という趣旨を入れていただきたいということで文章を書き直させていただいているのが1点でございます。

次のページの「(2) 責任主義の導入」ということで、これは一応項目を分けていただいた方がわかりやすいのではないかと考えていますが、タイトルは分けて、 にしていただいても結構ですので、「事業者による法令遵守への取組みを促すという観点から、課徴金や刑事罰金の賦課に当たり、故意（必要に応じて過失）を要件とすべきである」ということを追加していただきたいと考えております。

塩野座長 どうもありがとうございました。今のところについて、なおほかに御意見があればと思います。

村田委員の最初の方は御自分の御意見について、もう少し丁寧に書いてみたいと、だけれどもこの論点は全体に丁寧に書いていないんですね。村田さんのところだけ丁寧に書くわけにはいきませんので、ここは全体のトーンを見ながら少し整理させていただきます。

村田委員 キーワードとしては、悪質性、重大性に応じたものにしてほしいという趣旨を言っております。

塩野座長 それは前におっしゃったんですか。

村田委員 はい、申し上げます。

塩野座長 それから2番目のところですが、これは「責任主義の導入」となると、すごい話になるので、項目としてはなかなか立ち難いと思いますが、この意見を入れてはいけないということにはならないと思いますけれども、私はここで心配しますのは、これが出ますと、他の委員の方も意見を言いたいということが出てくる可能性があるんです。そこをどういうふうに見るかですね。「刑事罰金の賦課に当たり、故意（必要に応じて過失）を要件とすべき」ということになると、構成要件の話になりますので、構成要件について、もろに今まで議論していないところで、御意見がこういう形で出ますと、その別の件をここで、初めてということでもないかもしれませんが、ちょっと意見がまとまらないおそれがある。

どうぞ。

日野委員 これを入れると、今までは故意でないものまで全部処罰していたように見えますね。新しく責任主義を導入するというと、今までの法体系と合わないのではないかと考えます。今までだって責任主義だったわけです。

塩野座長 今後、そういう御意見を封鎖するつもりは全くありませんが、項目としては、責任主義の導入は、ちょっと今回は控えていただきたいと思いません。

ありがとうございました。

それでは、続きまして、課徴金制度でございます。これについては、石井委員から御意見があります。

石井委員 改正法による課徴金の算定率の引き上げ、抑止力の向上に資するものである、算定率は十分な水準にあるというところを算定率というのを「算定率は企業の利益率等の実態を踏まえた十分な水準にある」としていただきたいというのが私の意見であります。

引き続き2番目でございますが、課徴金の算定率の引き上げはまだ不十分であると。中小企業等について、別途低い算定率が設けられているのは適当ではないということでございますけれども、中小企業というのは、非常に幅広い定義でございますので、言ってみれば、99%は中小企業という分類に入りますので、これを誤解のないようにするには、事業規模とか、あるいは業種、こういうものを考慮して検討していただきたいということ、以上2点でございます。

以上です。

塩野座長 それでは、続きまして、村田委員の方からお願いします。

村田委員 課徴金の対象となる行為類型の範囲について、私的独占（排除型）や不公正取引について課徴金の対象とすべきという意見しか書かれていないわけですが、これも過去に申し上げておりますとおり、逆に、むしろ慎重に判断すべきであり、安易に課徴金の対象とすべきではないということを意見として申し上げておりますので、この点を記載していただきたいと思っております。

次の課徴金減免制度につきまして、むしろ3社に限定する必要はないのではないかということも過去に意見を申し上げますので、そのように記載していただきたいということでございます。

塩野座長 今の最後の点は減免制度ですね。

村田委員 はい。

塩野座長 ほかに何か、課徴金のところで御意見はございましょうか。

そうしますと、今の石井委員の御意見は、十分な水準にあるというのはほかの委員の意見についてなんです。この意見を変えてくれとおっしゃるのはなかなか難しい話だと思いますので、それに対して算定率が企業の利益率等の実態を踏まえた十分な水準であるとするべきであるというふうに考えるという意見が別にあるということになると思っております。

石井委員 むしろ賛成の方なんですけれども、算定率ということだけでは誤解があってはいけないので、企業の利益率というものから考えて、妥当なのではないかと思っております。大体日本の企業の利益率というのは余り高くないですから、十分ではないのかなというサポートのような意味です。

塩野座長 誤解しておりました。申し訳ありません。そうすると両方の については一応こういう形で御発言があり、これに沿った形で作文をしてみたいと思っております。ありがとうございました。

石井委員 結構でございます。

塩野座長 小林委員どうぞ。

小林委員 今の意見の中で、「事業規模及び業種により別途低い」という表現について、「事業規模」はいいと思いますが、「業種」というと一般的にそのサービスとか商品の内容による区別というイメージになると思います。この場合は卸とか小売とかいうことですので、むしろ「業態」等、「業種」とは違う言葉の方がよろしいような気がします。私もいい言葉は思い付きませんが、業種という誤解を招くような気がします。

塩野座長 それでは、そこは事務局の方で、石井委員とも御相談の上、考えてください。どうもありがとうございました。

村田委員のところは、今まで随分何度も言ったじゃないかというお話ですので、これは課徴金の対象とすべき、それに対してきちんと判断するべきだとの意見。しかし、これは当然出てくる意見だと思しますので、今の段階で言うておいた方がいいですか。

村田委員 はい。

塩野座長 では、そうします。

それから、リーニエンシーの話については、これは欧州のリーニエンシーのように直されたいんだと思いますが、これは大体ごらんになるとわかりますように、ヨーロッパではこうなっていて、アメリカではこうなっているというのは余り入れていないんですね。

村田委員 そうであれば、後半は取っていただいて結構ですが、3社まで認める必要はないのではないかという意見に対して、私はむしろ3社に限定する必要がないということを今までも申し上げてきました。

塩野座長 どうもありがとうございました。

次に課徴金の法的性格の方、6のところに入らせていただきます。村上委員から御意見が出ておりますので、よろしく願いいたします。

村上委員 むしろ直すのではなくて、1行だけ追加をお願いしたい。一番上のところの のところで、裁量型行政制裁金のメリットであって「そうすれば現行の課徴金の対象となっていない違反行為類型にも課すこともできるようになる」の後に続けて「そうすれば、排除措置命令を制裁金納付命令とともに、一つの決定で下すことができ、減免制度も欧米と同様に弾力的に活用することができる」という1行を追加していただければということです。

理由は、私は現行制度の枠組みの中では、本当に排除措置命令と制裁金納付命令というのを一つの決定で下すことができるようになるのかというのと、アメリカやヨーロッパと同じようなリーニエンシー制度の運用ができるのかという点は、疑問を持ってまして、そここのところの裁量型課徴金を入れるところのメリットということで、そうすればほかの違反行為類型にも課すことができ

るようになるというほかに、プラス で1つの決定で両命令を下すことができるようになり、リーニエンシー制度ももっと弾力的に活用することができるというメリットを1行だけ追加していただければと思います。

塩野座長 6ページの ですね。

村上委員 はい。その最後のところに追加事項です。

塩野座長 これはもともと村上さんの意見でしたか。

村上委員 私の意見で、もともと言っていることでもあります。というのは、現行制度の枠組みでどこまで本当に活用できるかというのは疑問があるので、本当に2つの命令を1本の決定にするためには、裁量型課徴金の方を入れた方がいいだろうし、それから減免制度も本当に欧米と同じように使うためにもそうすべきだということを、私はもう既に発言しているところではありますので、これをメリットとして追加していただければと思います。

塩野座長 前向きに検討させていただきます。この6のところはよろしいですか。法的性格、算定等ですね。ここのところも実は法的性格について、もっとぎりぎりした議論をしないといけないと思うんです。ここはだんだん詰めていったときに、そんなものが日本法で大丈夫かという議論は常に頭の中に引っかかっているところなものですから。

法的性格論というのは法制当局で行うべきことかと思えますけれども、やはりこの懇談会でもかなり詰めた議論をしないと、後で持ちこたえられないところもございますので、これは改めて議論の対象にさせていただきたいと思いますが、現在のところはこういう形で皆様の御議論が出ているということでございます。

そういったようなことですが、 のところが抽象的に書いてあるんですけども、ここのところに村田さんが書いておられるわけですね。

村田委員 意見を追加していただきたいと点として、私の意見書の2ページ目の(5)ですが、「悪質性・重大性に応じた課徴金制度とする場合には、透明性・予見可能性を確保する観点から、なるべく法律で定めるべき」ということです。もし法律で定めることがどうしてもできない場合に限って、ガイドラインや公正取引委員会の裁量とすべきであるという意見を追加していただきたいということが1点でございます。

もう一点、記載し忘れてございますが、こちらの方は既に意見で申し上げてきた部分でございますが、課徴金の算定対象金額を消費税込みの金額とすることは問題ではないかということを追加で新たにお願いしたいと思います。

塩野座長 今のはどれですか。

村田委員 すみません。書き忘れてございます。

塩野座長 もう一遍言ってください。

村田委員 課徴金の対象金額が、現在、消費税込みの金額で運用されていることに対して、消費税相当額部分を課徴金の対象とすべきではないのではないかと追加していただきたいということです。

塩野座長 わかりました。今の点ですが、1つの論点かとは思いますが、ここは法的性格論をやっているところです。勿論そういう議論は後からずっと出てくると思いますので、勘弁していただきたいと思います。

そして、更にどうしても法律で定めることが望ましくない場合についての話は、後で法体系の中で議論をしていただきたいと思います。どうもありがとうございました。

それでは、今のところはよろしゅうございますか。そこで2の(6)の刑事罰についてに移ります。

村田委員 タイトルの変更だけでございます。「刑事罰について」というタイトルになっておりますけれども、内容はすべて刑事罰と課徴金の併科のことしか書いていませんので、そのようなタイトルに変更していただきたいと思いません。

塩野座長 全体の内容を踏まえて考えます。次が二重処罰の辺りのところでございますが、村田委員どうぞ。

村田委員 イの のところで、二重賦課の解消の方法として、ア、イ、ウと3つの方法が列挙されておりますけれども、客観的に見て更に「エ 課徴金を廃止し、刑事罰に一本化」という手段もあるのではないかとということで、それを追加していただきたいということでございます。

塩野座長 どこですか。

村田委員 私の意見書の2ページの(7)でございます。

塩野座長 この御意見は今まで出ていましたか。

村田委員 出ていたと思います。

塩野座長 ただ、これをやるとまた、そうではないという議論が出ていきそうなんです。

村田委員 この部分は単純に、ア、イ、ウという二重賦課を解消する具体的な方法を客観的に書いていただいている部分ですので、ア、イ、ウの3つの方法以外にも、刑事罰への一本化という方法があるということも紹介しておいた方がよいのではないかとということです。

塩野座長 パブコメの在り方とも関係するんですが、その前に、やはりある程度議論した方がいいと思います。国民に御意見を求めるわけですから。課徴金をなくし、刑事罰に一本化する方がいい、というのはそれは大変重要な提案ですが、国民に御迷惑をおかけすることもあるものです。そこで仮に村田さんの方で刑事罰の一本化ということは非常に重要で、これは日本でも望ましいと

お考えでしたらば、これを入れていくということは勿論やぶさかではありませんけれども、そこまではということでしたらば、国民の皆様にもここでもう一度考えるというのは負担が大きいという感じもします。日本で今、一本化すべきというような御主張は、頭の体操ではないですよ。御主張は今まであるんですか。

村田委員 あると思います。

西田委員 村田委員の御意見は、刑事罰に一本化するときには法人処罰のみに一本化するということですか。それとも自然人処罰のみに一本化することですか。

村田委員 法人処罰です。

西田委員 法人処罰のみに一本化することですね。

諸石委員 法人処罰だけを対象にしても、刑事罰一本とか、行政罰一本とか、論理的にはいろいろありますが、そういうことをおっしゃっているのではないですか。

村田委員 そうです。

西田委員 要するに刑事罰に一本化する。その内容はまだこれから議論することですか。

村田委員 ですから、考え方のバラエティとして、二重賦課を解消する手段として、どういう方法があるのかということ、逆に国民の皆様にも手段としてこういう方法があるのではという考え方を紹介しておくことは意味があることではないでしょうか。

西田委員 その場合は法人に対する刑事罰の中には没収・追徴も含んできますから、青空天井で取れるという話になるんですけども、そういうも含んでの御提案ですか。

塩野座長 ここは検討会でももう少し議論をしてから、もう少し幅広く御意見を聞くということにいたしましょう。いろいろな形で意見を聞く機会があるうかと思えます。このところはよろしゅうございますか。

次に進みまして、増井委員どうぞ。

増井委員 論点整理の9ページの のところですけども、両罰規定が「法人に対する処罰の在り方として疑問がある。」と書いてありますが、なぜ疑問があるかというところは、やはり議論の対象になるから、書いておかなければいけない。

ペーパーに書いておきましたけれども、多くの場合は、法人の従業員が違反行為をする、その従業員が違反行為をした場合には、当該法人はその従業員に対する選任監督上の過失責任しか問わない、この点に関する最高裁の判例は2つあります。最高裁の判例まで引いてもらう必要はありませんけれども、法人

の処罰については、現行法はそういう程度の扱いしかしていないんだということをよく理解してもらって、法人処罰の在り方について考えていただくきっかけにしたいという趣旨です。

塩野座長 これは確かに疑問があるというだけでは、学者の論文みたいでよくないですね。ちゃんと理由を書いておいた方がよろしいと思います。

次に、村田さんの2の(8)の辺ですね。紹介してください。

村田委員 追加意見で、これも以前申し上げているところですけども、例えば談合については、むしろ独占禁止法の適用対象から外して、刑法のみの対象として対応する。それがむしろ公正取引委員会にとっても人的資源を国際カルテルの取締りなど、さらに本来取組むべき競争施策の方に振り向けることが可能ではないかということを追加していただきたいという趣旨でございます。

塩野座長 談合については最後のその他の方で触れているものですから、あとでまとめて議論していただいた方がいいと思います。その他のところで、公共調達における談合、入札談合問題というのがありますが、そこで議論させていただけますか。この段階で談合が出てくると読んでいる方も頭が混乱してきますので、後の方にしたいと思います。

では、その次の方をお願いします。

村田委員 専属告発についてですけども、専属告発についても再度見直すべきではないかという意見を追加させていただいております。

塩野座長 何ページでしたか。

村田委員 3ページ目の(9)でございます。

塩野座長 ここはちょっと考えさせていただきますけれども、国民の皆さんにこんなことを考えているので是非御意見をいただきたい、というところに、余り専門的なものがぼんっと入ってくると、焦点がぼやけることもあるので、専属告発については大変重要な問題だとは思いますが、今の段階では取り入れた方がいいかどうか、ちょっと考えさせていただきますか。

村田委員 ただ、少なくとも過去10年間の専属告発はすべて談合事案という背景がございますので、より迅速な事件処理のためにも、専属告発という仕組みではない方がよいのではいかということですが。

塩野座長 これも談合議案の話になりますので、また最後のところで談合の話はさせていただきます。

次をどうぞ。

村田委員 「違反行為のあった法人の代表者に対する制裁の強化について」という部分でございますけれども、今回、改正されました新会社法におきましても、代表者の監督過失についての刑事責任を問う規定までないわけですから、それとの整合性を確保すべきであるという意見を追加させていただいております。

す。

塩野座長 ここはなかなか議論をしなくてはいけないですね。私の気持ちとしては、まずこういう意見があったと、これで議論してくださいということで、ここで会社法の改正とか何とかという話を持ち出すのは、ちょっと細か過ぎるなという感じがします。国民の皆さんどう思いますかという話で、最初から水を引っかけ、会社法でこうなっているからそんなものはやめようというわけにはなかなかいかないの、この場でのやりとりの中で今のような御議論があると、大変実りが深まってくると思うんです。

それから、1つの御意見として今までずっと出てきた御意見なものですから、この段階で水をかけるようなことは、私はしたくないと思います。

村田委員 ただ、両論併記であれば判りますが、「過失犯として罰金を科せるようにすべき」という一方的な意見しか記載されていないことはいかがかと思えます。

塩野座長 こういう意見がありますよということで出されたところに、ではやはりそれも国民に聞いてみようというときに、懇談会ではこういうふうに水をかける議論がもう出ていますよということで、国民の皆さんの意見を聞くのに適切かどうかという点はあると思うんです。

御心配の向きは、さっさと御意見を出してこられると思います。村田委員がそういう御意見であるということは、記録にきちんと残っています。

石井委員、どうぞ。

石井委員 代表者に対する制裁の強化ということでございますけれども、この意見では、過失犯として罰金刑を科すというのと、代表者が何年間か代表取締役になれないという2つがあるんですけども、私として追加していただきたいのは、現行法でも罰金刑を科すことが既に規定されておりますので、現状で十分ではないのかということを追加していただければありがたいと思います。

塩野座長 これも今の御意見と似ているところがありますね。

しかし、2つの議論があったということで、ここはわかりました。記録に残させていただくという方向で整理させていただきます。よろしいですね。どうもありがとうございました。

村田委員、どうぞ。

村田委員 民事訴訟の活用についての部分ですが。

塩野座長 その前の(10)ですね。

村田委員 すみません。(10)は先に石井先生の前に言ってしまいました。

塩野座長 わかりました。では、民事訴訟ですね。

村田委員 過去の差止請求訴訟あるいは損害賠償訴訟でも、請求が却下、棄却されているものが非常に多いという観点からいきますと、濫訴に対する懸念

ということについても記載をしておいていただきたいと考えます。

塩野座長 として加えるということですね。

村田委員 はい。

塩野座長 ここは御意見ですので、どうしても入れろというのであれば、この種の意見は必ず出るんですね。

西田委員、どうぞ。

西田委員 必ずしもここが適当かどうかわかりませんが、委員の意見の に引き寄せて、私が申し上げたこともあるんですが、特に価格カルテルのような場合には、やはり課徴金の一部であっても消費者に還元するような制度を考えるべきではないかという一文を入れていただくといいかと思うんです。

塩野座長 浜田委員、どうぞ。

浜田委員 私も同様の意見です。この についても、こうやって書いていただいたのはありがたいのですが、やはりこれでは皆さんお読みになって少しわかりにくいかなという気がいたします。もう少し端的に表現するのであれば、例えば「違反の抑止と被害者の救済をともに図るために、課徴金として徴収された金銭を被害者の損害賠償請求や不当利得返還請求の原資として生かし得る仕組みを設けるべきである。」とでも書いた方が、国民がわかりやすいかと思いました。

も、「消費者は独占禁止法違反行為により被害を受けることから、消費者の利益保護を明確にし」とあり、その後、「不当利益の吐き出し制度を検討すべきである」と続きますけれども、不当利益の吐き出しと消費者がどう結び付くのかということが、これだけだとわかりにくいとも思われますので、「不当利益として吐き出されたものを消費者のために生かし得る制度」とでも書くと、わかるりやすくなるのではないかと思いました。

塩野座長 わかりました。それはその方向でいきたいと思います。

ここのところで、私が言うのもおかしいですけども「課徴金との調整ルールを設ける」と言ってしまうといいんですか、考える必要はあるんですけどもね。つまり、課徴金をどういうものに考えるかということにも関係してきますね。課徴金は、制裁的なものとして全然独自のもので、不当利得の剥奪とはおよそ関係ないということになれば、調整ルールを設ける必要はなくなると思います。ルールを設けるとなると、ルールを設けてしまうことになるわけです。考えるということならわかります。考えでよろしいですか。

浜田委員 で書かれていること自体を、別に生かすなら生かすということでは勿論結構ですし、法学者はこういう議論を好んでもっと深めたいと思うかもしれませんが、国民に聞くときには、先ほど申しましたような調整ルールの典型例を一つ示しながら書いて、こういう見解もあると言った方が、皆さ

んイメージがつかみやすいかなと思ったということでございます。

塩野座長 そこは、ちょっと文章を考えさせていただくかもしれません。ルールを設けるということになってしまうと、ルールを設けなければいけないことになる。ルールを設けるかどうか考えるというなら話はわかるんです。

浜田委員 そうですね。ここら辺の記述は、委員の意見だけであって、合意ではないということで進んでいる部分ですので、そういう意見もあったということでお書きいただけるとありがたいと思います。

塩野座長 濫訴のところはいいですか。この種の意見は必ず出てくるんです。だけれども、日本で濫訴で弊害というのは、まだ余り起きていないのではないですか。今、住民訴訟で濫訴だ濫訴だという声があるんですけども、しかし住民訴訟のお陰で地方自治体の行政は随分透明性を増しているんです。諸外国では、大げさにいうと濫訴の結果、実体法ができてきているんです。ですから、最初から濫訴になる、だから慎めと言ったのでは、日本法はますます発展しなくなりそうですね。

村田委員 ただ、実際には、その住民訴訟1つをとってみても、公正取引委員会なり検察で違反認定がなされた事案に対して住民訴訟が起きるのであればまだ納得できるわけですが、全く根も葉もないところで、住民が勝手に、あの企業が受注したこの件名は、きっと談合で取ったものに違いないという勝手な思い込みのために企業が訴訟の対象になる。そのために企業として対応しなければならぬコストというものについても、それがどれだけの大きな事務負担になっているか、そしてそれが製品のコストに跳ね返って、結局、消費者が負担をしなければならないことになっているということについても、やはり御理解いただきたいと思うわけです。

塩野座長 御理解は十分いたしますけれども、最初から濫訴の弊害の視野も入れてというのは、委員の御意見としてもこういう御意見があった方がいいのかなという気がするものですから、委員の御意見ですから私も知ったことはないと言えどもそれまでですけども、これはしょっちゅう出てきている御意見で、このために日本法は随分遅れているという意識を私は持っているものですから、ちょっとここは、マイナスの方向で検討させていただきます。

角田委員、どうぞ。

角田委員 濫訴の関連で、例えば消費者関連の製造責任法や消費者契約法の立法の際に、反対理由として濫訴の懸念ということが言われましたけれども、本当に濫訴になってしまうような状況が起こったということはほとんどない。濫訴のところでは時間を費やして議論をするのですけれども、それが結果として濫訴というような状況にはとてもならないというのが日本の実情でしょう。むしろ、訴訟件数は非常に数が少ないとも言え、もっと起こすためのインセンテ

イブがあった方がいいと思われます。

例えば、今の1番のところ、ア、イ、ウ、エと4つの項目が挙げられていますが、もっといろいろなことが考えられるなと思ったのですが、それは、今後の議論の中で言うことだろうと思っています。むしろ訴訟がより積極的に起こせるような方策をもっと検討する方が先なのではないかと思われます。

塩野座長 根岸委員、どうぞ。

根岸委員 これは論点を公開して、国民の意見を聞くということですので、要するにこれまで議論してきたものを反映するということが主たる内容ですので、もしどんどん新しいことが入ってくると、やはりそれはそれとして議論しなければならないので、意見としては勿論これから幾らでもあるでてくるのでしょうが、基本的にこれまでの議論を集約したもの。多分もう時間も限られているし、新しいものでどうしても論点として入れなければならないものに限定してやっていただくのがいいのではないかということで、できましたらそういう取り扱いをお願いしたいと思います。

塩野座長 御注意として受け止めます。どうもありがとうございました。

次が「審査・審判の在り方」というところでございます。村田委員から御意見が出ておりますので、よろしくをお願いします。

村田委員 私の意見書の3ページの下の部分でございますが、審判官の在り方に入る前に、まず「公正取引委員会の在り方」ということにつきまして、今の準司法機関、独立行政委員会としての位置づけに対して、もう一度再検討が必要なのではないかという部分と、ほかの諸官庁では、企業との人的交流やその他いろいろな情報収集をやっておられますけれども、公正取引委員会の場合はまだそこまで至っていないということで、そういう部分も考えていただけないかということ意見を意見として追加させていただきました。ただ、この部分は、従来、意見としては出ていない全く新しい論点に当たりますので、先ほどからの趣旨で言えば、今日の時点では論点整理に追加で入れるということにはならないと理解しています。

塩野座長 どうもありがとうございます。

私は、これは重要な論点だと思うんですけども、これは独占禁止法のスキームがどうなってくるかということで、その結果、今のままの公正取引委員会でいいかどうかという議論の仕方になると思ひまして、およそ最初から公正取引委員会、行政審判手続の在り方はどうかと、後の方にも出てきますけれども、実質的証拠法則の廃止などということにはなかなかならないと思ひます。

村田委員の3の(2)の米国の行政判事ですね。

村田委員 審判官の在り方につきましては、審判官の除斥・忌避手続について、これはアメリカでも導入されているという御意見もございましたので、是

非追加をしていただきたいと思います。

また、審判官の位置づけについても、審決案作成までの地位であって、その間の公正取引委員会あるいは審査官からの独立性を法律に明記すべきではないかということで、これも今までに意見として出ている部分でございますので、お願いしたいと思います。

塩野座長 ここは御意見として承って、もう少し短くするかもしれませんが、御意見として既にあったことだと思います。

村上委員、どうぞ。

村上委員 大きな話ではないです。単純に「問題があるのではないか」というのを「問題がある」に変えた方がいいのではないか。この辺は、座長と事務局に一任します。ただ、何でこんなことを言うかというのは、私の意見書の3のところに書いてありますように、全体を読んですぐ気がついたのは、「ないか」とか「検討すべきではないか」という語尾が非常に多いので、できる限り「すべきである」とか「必要である」というような語尾に変更できるなら、変更した方がいいのではないかというのが私の意見です。なぜこうなっているのかというのは、経緯からよくわかるのです。昨年までは、むしろ問題提起のような話で議論していたので、各委員の意見が全部「ないか」とか「検討すべきでないか」という形の表現であったからだと思いますが、もしその発言した委員が同じ意見を今でも持っているとか、もしくは少なくとも委員の1人がそのような意見を持っているならば、なるべく「すべきである」とか「必要がある」というふうにした方がいいのではないかという意見なので、この辺は、座長と事務局に一任いたします。

塩野座長 御意見いただきましてありがとうございます。これは検討させていただきます。

それでは「審査・審判官の在り方」でほかに御意見ございましょうか。よろしゅうございますか。

そうすると、次に不服審査の在り方について、村上委員から御意見が出ています。(3)(4)のところまで行きましょうか。

それでは、村上さん、どうぞ。

村上委員 排除措置命令と課徴金納付命令のところでもよろしいですね。

塩野座長 村上さんは、2の(6)のところですか。

村上委員 13ページのところでよろしいんですか。

塩野座長 13ページの4の(1)の方です。これは先ほど言ったものですね。

村上委員 私の発言を書いていたのだと思うのですが、より正確にはこういうふうにした方が、発言内容に合っているのではないかということです。

塩野座長 わかりました。どうもありがとうございます。

では、村田さんの方ですね。

村田委員 不服審査の部分で、これも私が過去に申し上げた部分ですが、の表現が入札談合事案についてはということで、今の本文は入札談合事案に限った表現になっていますが、私は入札談合に限定した意見として申し上げたつもりではございませんでしたので、表現を「入札談合事案などでは、違反行為の有無という事実認定が問題となり」という形に修正していただきたいということが1点です。

また、追加で、これも申し上げている部分ですけれども、「適正手続の保障の観点から現行の審判には問題が多く、審級省略の廃止、実質的証拠法則の廃止を検討すべきではないか」という意見を追加していただきたいと思います。

塩野座長 前の方はおっしゃったとおりですが、この後の方は、今までもちらちらとは聞いてはいたんですけれども、実質的証拠法則の廃止を検討することになると、本当に検討したら、これは戦後の行政審判手続き全体を総ざらいしないと、私は答えは出ないと思うんです。

先般の中央省庁改革会議の最終報告でも、行政審判を日本でもう少し広めるべきだという議論もありまして、あの中には当然、実質的証拠法則、先ほどの行政審判官も含まれているでしょう。行政審判は、ある意味では実質的証拠法則と密接な関連があるわけです。実質的証拠法則が何もないなら、行政審判官は要らないですね。もうすぐさま廃止してしまえばいい。ですから、他方で行政審判制度を維持すべきだと言っておきながら、実質的証拠法則の廃止をたださらっと書くのは、私はちょっとバランスに失すると思います。

これは先ほどから申しておりますように、全体のスキームができてきますと、実質的証拠法則がやはり要るのかなという話になるんです。むしろ、要ることにもなるかもしれないです。行政審判制度を充実して、そして更に事前手続を充実しようということになると、ますます実質的証拠法則の方に歴史的には傾いて来ることも考えられます。こういう点は当然議論が出てきますので、この段階でちょっと議論の先取りはしない方がいいと思います。

現行の審判に問題が多くということになると、どこに問題があるんですかということで、公正取引委員会の方からまたここで説明に時間をいただきたいなどということになると、また時間が取られますので、ここはどうせ後の議論には出ます。

根岸委員、どうぞ。

根岸委員 今、村田さんのおっしゃった(3)の「入札談合事案など」と入れるということですね。そうすると、関連市場の画定は競争政策上専門性が非常に高いのです。だから、これを入れるのは、意見としてもちょっとおかしいと思います。事実認定が問題となるというのはわかりますけれども、例えば市

場をどういうふうに画定するかは、経済分析によってやるわけですから、これに専門性がないというのは、意見としても妥当ではないと思います。

村田委員 根岸先生がおっしゃったことは逆の理解でして、入札談合事案などでは、関連市場の画定、競争政策上の専門性ということが論点になる事案ではないということを書いたかったわけです。あくまでも、事実としての違反行為の有無だけで判断されるような独占禁止法違反行為類型についてはという趣旨でございます。

根岸委員 「など」と入れるのは、やはり微妙です。確かに入札談合であれば、やっているところが一定の取引分野だから、余り重要ではない。そういう意味ですね。しかし、「など」だといろいろ入ってきてしまうと思います。だから、もし「など」を入れるのであれば、ちょっとと思いました。

塩野座長 「など」だと広がってしまいますね。

根岸委員 お任せします。

塩野座長 根岸委員の意見では「など」を取れば、まだいいということですか。

根岸委員 そうですね。入札談合であれば、普通はやはり談合しているところがマーケットであるということなので、確かに余り専門性は要らないかもしれない。しかし、専門性が要る場合もあると思います。

塩野座長 では「など」は取ります。

次は、村田さん、何番までいきましたか。

村田委員 次は3の(4)の「排除措置命令と課徴金納付命令の在り方について」のところでございます。

ここでは排除措置命令というものが、どういう形で出されるかということについて、すべて公正取引委員会の裁量に委ねられていますが、やはり一定のルール化が必要ではないでしょうかという問題点が1つです。

もう一点は、立入調査開始後の申請者に対しても、課徴金減免を認めるのであれば、立入時点でむしろ公正取引委員会は公表すべきではないかということです。これも以前申し上げていた意見が落ちておりましたので、追加させていただきます。

塩野座長 私どもは裁量があるということはルールの中での裁量と理解しておりますが、公正取引いいないは、何でも勝手にやっているんですか。

根岸委員 独占禁止法の排除措置は、違反行為を排除するために必要な範囲という枠内でやっているわけです。既に終わったものについては、特に必要があると認めるときというわけで、勿論それは法ですから、それについて裁判所が審査をされていて、例えば特に必要があると認めるときについては、公正取引委員会が必ずしも十分でなかったというのでひっくり返った事件もあります。

これ以上ルール化するのは、無理だと私は思います。むしろ日本の排除措置は非常に狭かったので、むしろもう少し広げるべきだという議論が非常に多かったと思います。というのは、アメリカでは勿論それこそ司法制度、行政制度の基本に関わる場所だと思えますけれども、排除措置の範囲が非常に広いですね。ですから、おっしゃることはわかりますけれども、日本のやり方について、このように意見を述べるということについて、私は若干問題があるように思います。

塩野座長 わかりました。ですから、村田さんの御意見は御意見として認めているわけですが、そうすると、根岸さんの立場としては意見を言わなければいけない。そうすると、根岸さんに対して、また別の人が言わなければいけないということがありますので、ここも先ほどから申しておるんですが、もう少しどんどん議論をしていくと、排除措置についてもという形で議論が細かくなってきますので、のっけからぼんと裁量に委ねられて大変けしからぬと、一定のルールが必要であると言われると、国民の方も困るし、この中でもまだそうではないのではないかという議論も出るおそれがありますので、ここは後々の議論にとっておいていただけませんかでしょうか。すべて議論として無意味だといっているわけではありませんので、いつこういう議論をするかということだと思います。どうもありがとうございました。

次ですが、不公正な取引方法に入りましたか。まだ村田さんの3の(4)で、まだですね。

村田委員 3の(5)です。

塩野座長 3の(5)ですね。お願いします。

村田委員 追加していただきたい意見といたしまして、弁護士秘匿特権の確保と証拠法則(伝聞証拠、違法収集証拠の排除)の採用、審判等におけるあるべき立証水準を検討すべきであるという意見を明記していただきたいということと、審判の前提として、審査段階でも企業側の防御権が確保されるべきであるということについても追加していただきたいと思えます。

塩野座長 これは御意見として承りますが、本当に検討するんですかね。それぞれ重要な問題点だとは思いますが。

ただ、私がおそれているのは、検討すべきであると言ってしまって、御意見が出てきたときに、それをいろいろ議論していると、議論が終わらないことがあるかもしれないですね。そうすると結局この懇談会の意見をできるだけ浅く広くして、余り実のあるものにしないような方向に動く可能性があります。たくさん出た論点につき、集中的に議論するという場があればいいんですが、これも、これも、これもあるということやっていって、シラミつぶしにやっていくと、議論が進まないことがあって、結果的に2年間何も

やらなかったと、論点の指摘だけだった、ということになる可能性もある。私はそれは避けたいと思っております。

根岸委員、どうぞ。

根岸委員 今の村田委員の 審判の前提として、審査段階の防御権が確保されるべきと。これは14ページの(5)の に少し表現を書き入れればいいのではないかと思います。要するに審査段階でも、そういうことが必要だということなんですね。

村田委員 そうです。

根岸委員 その1つとして、事情聴取の際に、弁護士が同席されるという意見は確かにあったと思いますので、この中にもし何か入れるのであれば、入れたらいいのではないかと思います。

前の方のものは、ある意味で大問題です。こういう行政手続のときに、証拠法則をどうするかとか、弁護士秘匿特権は日本に勿論ないわけで、そうすると、それはアメリカにあると。こういうものをどうするかということは、勿論ここで議論していただいて非常によろしいかと思えますけれども、この段階では、改めて議論しなければならないということなので、意見として将来にとっておいていただくのがありがたいと思います。

村田委員 過去にも申し上げておりますが、結局、刑事罰金よりも高額な課徴金が課されるという中で、刑事手続よりも緩やかな行政手続だけが今後も通っていいのかどうかという問題意識に戻ってくるわけです。

塩野座長 こういうふうになると、こういう論点が重要であるというのは、先ほど私からも申し上げましたように、ほかにもあるんですね。つまり、刑事手続がなくなって、課徴金一本やりでいくということになったときに、調査の方法が今のままでいいか、間接強制だけでいいかという問題が出てきて、国税徴収法並みに捜索までやるというところまで踏み込むかどうかですね。そういった議論をするということになるんですが、そこはこうなったら、こうなるということを、今、全部さらけ出すと、議論がとてもし進みませんので、今の御指摘は、確かに課徴金がぐっと上がってきた場合に、証拠法則をどうするかということは、多いに議論になるかもしれませんが、証拠法則は実務に任せよというような議論になるかもしれませんが、そこはわかりませんが、論点としては、今後出てくる可能性のある問題だと思います。ありがとうございました。

次は、適正手続ですね。

村田委員 適正手続の保障について、今は公正取引委員会の規則でしか定められていないこと自体が問題ではないかということとして、やはり法律で定めるべきではないかという問題意識です。

それと、犯則調査手続の在り方という観点を一応入れまして、被嫌疑者に対する供述拒否権の告知を義務づけるべきではないかということです。

犯則調査と行政調査の間のファイヤーウォールについても、これも規則・運用だけではなくて、法律できちんと定めを設けるべきではないかということでございます。

塩野座長 この点も公正取引委員会の位置づけと関係してくるわけで、行政法の教科書ですと、いいかどうかは別として、準立法的機関として位置づけるわけですね。ですから、問題ではないかと今さら言われても、困るところがあります。

もう一つは、行政手続法で命令等は制定手続のところ、意見公募手続というのをつくりましたので、一般的に行政規則あるいは行政立法につきましても、意見聴取の手続が一般的にはございます。

日野委員 行政手続法 39 条 4 項 8 号によれば、軽微な変更該当する場合は同法に定める意見公募手続は実施しないとされ、除かれています。

塩野座長 ですから、そういった形で委任立法は認めるけれども、そこに手続的な、あるいは要件的な縛りをかけていこうという方向にあるということだけ申し上げておきます。ですから、ここはいろいろ問題ではないかと言われても、もともと公正取引委員会というのは、そういうものとしてできているものですから、困るんです。よろしいでしょうか。ファイヤーウォールのところは、これもやや同じような話になると思います。もう一つは、ここはファイヤーウォールのやり方については、新制度の下で、いつか御説明いただきましたね。

寺川参事官 犯則調査権限のところですか。

塩野座長 はい。

寺川参事官 全体の説明では、一度あったとは思いますが。

塩野座長 また、今後議論になると思いますが、この場合も、犯則調査手続があるということを前提にしての話なんですけれども、犯則調査手続をやめてしまったら、どうなるのかという話もまた別にあります。

被嫌疑者に対する供述の告知を義務づけるというところも、犯則調査手続をもうちょっといろいろ議論しないと、ここだけぽっと入ってもどうですかね。14 ページの 5 のところは、かなり詳しく入っていましたかね。

(5) というのは、何なんですか。

村田委員 ここに意見として追加していただきたいという趣旨でございます。

塩野座長 (5) に追加してもらいたいということですね。わかりました。(5) の中もしくは (6) を新設しということですね。

村田委員 はい。

塩野座長 余り項目を大きくすると、答える方も困ってしまうものですから、御意見はわかりましたので、御意見として出しておいていただきたいと思いません。

増井委員、どうぞ。

増井委員 私は論点整理の15ページの について追加、訂正をお願いしたいと思えます。もともと、不公正な取引の定義規定、概念規定には若干問題があるが、今さらそれをいじるわけにはいかないだろうという前提に立って、2つの意見を申し上げていました。1つは広汎すぎるということで、事業者の営業の自由を侵害することがないか、ということです。このことだけが書いてあるんですが、もう一つ、構成要件があいまいで不明確なときは罪刑法定主義に反するという基準を最高裁は一応立てているということを行いましたので、お手元のペーパーのようにそれをつけ加えていただきたいと思えます。

なお、実は書き忘れてしまいました。15ページの の1行目に「明確でない構成要件」と書いてありますが、以上の問題にかかる意味で「広汎で、明確でない構成要件」とし、「広汎で」でという部分をつけ加えていただきたいと思えます。

塩野座長 それでは、そういう方向でとりまとめさせていただきたいと思えます。どうもありがとうございました。

それでは、次に「4 不公正な取引方法に対する措置の在り方」のところに入らせていただきます。

村上委員 特に で、書いてあることには異議ございません。不公正な取引方法は、公正な競争を阻害するおそれという段階に違反するというので、制裁を課すのは無理ではないかと、これはもっともなことだと思えます。その次が、確定排除措置命令違反に刑事罰を科すという、現行の枠組が適切ではないのかという点も、これもそのとおりだと思えます。

ただ、この2つを1つの項目でくくるのがまずいので、これは2つに分けてほしい。なぜかという、「おそれ」があるので、制裁を課すのは無理ではないかというのが、そのとおりだとした場合、対応策としては、別にこれだけではないので、おそれを除いて法定したり、何なりするということは考え得るのであって、そういう意味で、この2つを書くのは結構なのですが、マルを1つ増やして、2つに分けていただきたいということです。

塩野座長 それは検討させていただきます。

次に村田委員から幾つかありますので、まとめて全部説明してください。

村田委員 不公正取引については、2点ございます。

意見書の5ページ目の4の(1)に記載をさせていただいておりますが、1つは本文の の表現が「これまでに法的措置がとられたことがないような行為

類型については」となっていますが、私が意見として過去に申し上げましたのは、そういう行為類型もあるので、規制の在り方自体を見直してほしいということと、規制の在り方だけでなく、構成要件自体を見直す必要があるのではないかという問題提起でございましたので、 につきましては、「これまでに法的措置がとられたことがない行為類型もあるので、課徴金や刑事罰の対象とどうかを検討する前に、不公正な取引方法の規制の在り方や構成要件自体を見直す必要があるのではないか」と訂正していただきたいということが1点でございます。

また、意見の追加として、 を記載していただきたいと思います。これも申し上げてきた部分でございますが、不当廉売については、小売業に比べてガイドライン上も明確でない安値応札に対して、過去に出されている警告事案というのは、現在の告示の構成要件を満たしているとは考えにくいので、排除措置命令が出さないような行為類型について、警告や注意だけが行われているのは問題ではないかという趣旨の意見を追加していただきたいということでございます。

塩野座長 最初の方は、わかりました。

ここは、今までのとどこが一番違ったんですか。

村田委員 過去に法的措置がとられていない行為類型に限定されているというところですか。「法的措置がとられたことのない行為類型もあるので」と行為類型を限定せずに、不公正取引の全体の規制の在り方と、特に構成要件自体の見直しということも入れていただきたいということです。

塩野座長 それは、それでよろしいかと思えます。

次のことは、注意だけが行われているのは問題ではないかということでは、ここもミスリードなどところがあるかもしれませんね。公正取引委員会に言わせれば、もっと言いたいことが出てくるのではないですかね。警告のところは、改めてもう一度包括的にやりますので、ここで出されるよりは、その他のところでたしか警告、注意がありますので、このまま拾うかどうかは別として、そこで拾います。

村田委員 わかりました。

塩野座長 ありがとうございます。

そのほかの方で、この辺のところ何かございましょうか。石井委員の方でありましたね。

石井委員 私の方で御意見申し上げたいのは「(1) 公共調達における入札談合について」ですが、私の意見として、公共調達に関する構造的な問題は、予算制度も含めて緊急に対応すべき問題であると認識しておりますので、それを追加していただければありがたいと思います。

これは委員の意見として「構造的な問題（調達制度、発注者の在り方等）」と書いてありますけれども、これに予算制度というものも、やはり見直しをしていただきたいと、そういうことでございます。

塩野座長 ありがとうございます。それを承って、整理したいと思います。
村上委員、どうぞ。

村上委員 私、不公正な取引方法で、1点だけ意見書の2の(1)のところについてまだ発言していませんので、大事なところなので、戻ってもらってよろしいでしょうか。

私の意見書の2番目の2ページ目の「2 追加事項」の(1)です。私は基本的にこの論点整理はよくまとまっていると思ひまして、大体主要な論点自体は全部挙がっている。ただ、不公正の取引方法のところだけが何が論点かなというのが、もう一步はつきりしないという印象を持ちましたが、それはある意味でやむを得ないのだと思ひます。

それで16ページの一番最後に具体的に、これは私が発言した内容ですけれども、不公正な取引方法については、基本的に4つの種類の行為として独占禁止法上に法定して廃止すべきであると。すなわち、競争ルールに該当する行為類型については、私的独占や不当な取引制限と一体化して規定し、欺瞞的行為による顧客誘引や不当な利益による顧客誘引という消費者保護規定、日本独自の規定である優越的地位の濫用規定、小売段階の不当廉売のような不正競争行為については、それぞれ法定すべきであるというのを、これを一番最後に追加してほしいと思ひます。

この理由は、今回のパブリック・コメントは、ある意味では関連する意見をできる限り幅広く聞くところにあると思ひます。私の個人的な関心事項でも、そんなに新しい案が出てこないような問題点というのも随分多いと思ひます。例えば行政制裁金などは入れるか入れないかの択一選択であります。二重賦課の解消の問題とか、行政手続の話も、今までの議論ですと、かなり選択肢は絞られているのではないかという気がします。そうすると、あとは選択の問題となります。ほかの主要論点というのは、結構選択肢が限られているのに対しまして、この不公正な取引方法の取扱いとか、それを法制化する場合に、どういうふうに分類、整理すべきか、更にどれについて制裁を課すべきかについては、これはいろんな案があるのだと思ひます。一般指定16個の行為類型全部を法定するという説もあれば、定義規定2条6項の6行為類型で法定すればいいのではないかという、多様な選択肢はあり得るのであって、これこそ一番今回パブリック・コメントを求めることの意義が大きい事項ではないだろうかと個人的には考えています。そこで呼び水として、私が既に申し上げた点で、具体的な意見として、このぐらいを記載してもらえないかというのと、もしほかの委員

にも具体的な提言があれば、それを記載してもらいたいという形で、ぼやっとした意見で聞くよりは、具体的な例示を挙げて聞いた方が、非常に明確な意見が出てくるのではないかとということで、これを一番最後に一例として入れていただけないかということです。

塩野座長 どうぞ。

根岸委員 今の御意見は、多分 のところに入れたらいいのではないのでしょうか。結局おっしゃるように不公正な取引方法のところは、まさにさまざまな行為類型があって、そのさまざまな行為類型ということについて、今、村上委員がおっしゃったこういうものがあるというわけなので、ここまで詳しく書くかなというのがあるんですが、趣旨はそういう点なので、この のところにもう少しまとめて入れていただいたらどうでしょうか。

塩野座長 考えさせていただきましょう。

今、根岸委員のおっしゃったような形で、この の方にうまく入るかどうか、そこは相談いたします。よろしゅうございますか。

村上委員 別に自分の意見にこだわるわけではなくて、もっといい意見があれば、それはそれで議論すればいいのであって、そういう意味でこの問題は、割と広くいろんな意見が出てくる可能性もあるし、またそれは検討していただければいいと思います。

塩野座長 どうもありがとうございます。それでは、根岸さんも少し手伝ってください。

根岸委員 わかりました。

塩野座長 それでは、確かに不公正の取引のところは、ある意味では未開拓のところですので、これからもどういう形で料理していくか、それこそ皆様方のお知恵をいろいろお借りしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

そこで、最後のところの項目ですけれども、その他のところに入ります。ここは、先ほど既に石井委員からもお話があったと思いますけれども、まだ村田さんのところは行ってないですね。お願いします。

村田委員 私の意見書の5ページ目の(1)の部分ですが、ここは先ほど石井委員がおっしゃったように、括弧の部分に予算制度と指名停止の在り方を入れていただきたいということでございます。

(2)の方は、今、出ております の意見に追加して2点入れていただきたいということでございます。

1点目は、前にも申し上げましたが、総会屋の利益供与が問題となった際に、警察が一定の猶予期間を置いて、その間に総会屋との決別をすれば、過去の違反は問わないという施策によって、総会屋が一掃されたという対応もあったわけですから、それに準じた対応を入札談合に関しても行うべきではないかとい

うことです。今のリニエンシーは、1社単独での申告しか許されないわけでして、業界として共同で、自主的な事実解明と是正策を取らせることで、一定期間、制裁措置を免除する方針を明確にすることが、すべての業界で入札談合を撲滅するための有効な手段と考えておりますので、この点に関する意見を追加していただきたいということでございます。

もう一点は、本文の の「当面は状況を注視していくことが適当」という意見に対する反論にもなると思いますが、やはり現在の入札談合撲滅への機運が高まってきているこの絶好の機会を逃してはいけないということで、入札談合を根絶するために、あらゆる対策を多面的に講じるべきであるということで、例えば今後内閣に公共調達制度改善のための官庁横断的な組織を設置して検討する必要もあるのではないかとということも、この懇談会の中でも既に意見として出ていると思いますので、それを追加させていただきました。

あと先ほど入札談合は後にということでは言われました私の意見書の2ページから3ページに書いております談合事案の刑事罰への一本化についても、ここで取り上げていただきたいと思います。

塩野座長 入札談合のところは、どういうふうはこの懇談会で取り上げるかというのはなかなか難しい問題でして、ここでも のところで出ておりますし、それから入札談合自体大問題ですので、これで一挙にやるというのもなかなか難しいので、そこで今後内閣府に小規模な組織を設置する、ということが書いてあるわけですが、これは我々が考えることではない。ですから、これはわざわざ国民にお聞きするまでもないことだと思いますし、もし書くとすれば最後の報告書の段階で書く事柄でして、中間整理の中で国民に聞くような事柄ではないと私は思います。

前の方のところは、入札談合のところをどういうふうに取り上げていったらいいか、今、私が心配しておりますのは、ここにどれだけ時間を割くことができるかということです。他方において国民の興味は非常にここにあるということも事実だと思います。そこで、この点についてこの検討会でかなりやるということになると、ここにかなりの国民の御意見が出てきたときに、時間がないのでこの御意見は御意見としていただきます、どうもありがとうございましたでは済まない話ですので、この段階では入札談合についての、私としては、この と があって、バランスが取れているのかなと思います。これは難しい問題で、どうしたらいいんでしょうかということです。

榎野委員、この辺何か御意見ありますか。

榎野委員 今、村田さんがおっしゃったことも一理あると思うんです。総会屋への利益供与に関して一定の効果を上げたのは、まさにそのとおりだと思うんですが、現実の問題として法律が施行されて半年ぐらい経ってしまって、今

からこれを入れてもその実効性という意味ではもう現実には動いているので、ちょっと時期を逸したのかなというふうに思います。

談合全体問題をここで話し合うかということですが、それはやはりやってもいいんでしょうけれども、もう毎週1回ずつぐらいやって、皆さんの仕事が台なしになるおそれもあるような気がしますので、基本的には我々はこちらの諮問を受けてやっているわけですから、諮問の範囲で誠意を尽くすということでもいいのかなと判断しております。

塩野座長 そういうことで、この、でも、どちらに向くのかと聞かれると困るんですけども、私はこれからの審議の状況を見ますと、余り広げるのは得策ではなく、実のある議論をしたいと思っています。余りここに労力を費やすということは得策ではないのではないかと。

前の方もそういうことで、最後の「その他」のところうまく入るかどうか、そこは検討させていただきます。

前から談合問題は大変熱心に御発言していただいていることはよく存じ上げております。

村田委員 ただ、今の表現のままですと、当面は状況を注視していくことが適当であるということになってしまうと思いますが。

塩野座長 いや、意見は2つあり、いずれも全体意見ではありませんから、これで国民からのどういう意見が出るかにもよります。ここに入札談合のところに余りきらびやかな言葉がどんどん並んでしまうと、ここに意見が集中するかも知れません。そうすると、取り上げないわけにいかないです。実は時間がないのでやめますというわけにはいかないということだと思います。

最後の警告、注意のところは、先ほどちょっとありましたが、「社名まで」と修正していただきたいというのは、どこですか。

村田委員 の「そのことを公表することは問題なのではないか。」の部分です。警告をしたということだけではなくて、社名まで公表されるということに対して、正式な違反ではないのに社名まで公表されることが、違反に対する正式な行政処分と同じレベルで報道され、それによって、事実上ほかの制裁につながってくることを認識していただきたいということです。現に、警告に対して、指名停止が出されているケースがあるようです。

塩野座長 これは訂正ですか。

村田委員 ここは文章の訂正でございます。

塩野座長 公表は何のためにやるかということ、公害規制のためにまず地方団体が考えたことなんですけれども、ほかに有効な手段がないので、とにかく指導をし、それを公表すると。公表はどこかの企業がやっていますではダメなので、この企業がこういうたれ流しをやっているように思われる。そこで警告を

していますという流れになっています。

村田委員 「そのこと」というのが、当然社名も含めた公表という意味で書かれているということでしょうか。

塩野座長 それはわかりません。状況によりまして、そこは裁量的な判断になるかと思えます。だから、まだ本当の初期の段階でこの業界全体に対して御注意を申し上げたいというときにはいちいち社名は出さないでしょうけれども、かなり特定されて、ほかの方はちゃんとやっておられるのに、この方だけということになると、場合によって社名の公表ということもあるかもしれません。もう一つ根本問題としては、警告というものを制度的に仕組むのか、それは外国調査にも出ていましたけれども、外国の調査だと結構やってないところが多いんです。ですから、やはりこの際諸外国のスタンダードに習っても警告はやめにするかという議論をまずしなければいけないので、ここで社名とか何とかというのは、まだまだ先の話だと思います。

村田委員 もともとこの意見を申し上げたときに、社名まで公表することが問題なのではないでしょうかということでも申し上げた意見ですので、それを正確に書いていただきたいということです。

塩野座長 御趣旨はわかりましたので、社名を入れるかどうかちょっと検討させていただきます。

村田委員 それと、先ほど不公正取引の方で出した意見を、そちらの方に書かないのであれば、こちらに取り上げていただきたいと思えます。

塩野座長 先ほどの不当廉売のところはどこですか。

村田委員 私の意見書の5ページ目の4の(1)の後半部分、の部分でございませう。要するに、特に、不当廉売については、排除勧告(現在の排除措置命令)も出されていない中で、安値応札に対する事案では、構成要件を満たさないまま警告が多数出されているという意見でございませう。

塩野座長 これも、国民にこういう意見を聞いても、もし本当にやるとすると、これだと資料をちゃんと付けないといけないんですね。そこまで資料として付けると膨大なものになりますので、今の段階ではこれからの御議論を待つとした方がいいのではないかと私は思います。

どうもありがとうございました。

ということで、一応御議論は承ったつもりでございますけれども、多少時間もございませうので、どうぞ。

村上委員 一番最後の4ページです。これも基本的に座長もしくは事務局一任ということにして結構です。現行解釈について3ページ、もしくは資料1の×表を見ていただきたいのですが、今、私的独占の支配行為がすべて義務的に徴収する課徴金の対象行為になるという解釈で書かれております。立法経緯

から見ると課徴金対象行為は、他の事業者にカルテルに該当する行為をさせる行為に限定されるというふうに解釈する余地はあるので、この点は争いがあるぐらいの注釈を付けておく方がよいのではないかと個人的には思います。というのは、カルテル以外の行為に対して、認定されると当該商品の年間売上額の10%が義務的に徴収される現行課徴金の対象になるというのは大変な解釈であって、ある意味では支配行為概念というのがもう永久に適用されないということにもなりかねない話になります。公正取引委員会の公権解釈がこういう解釈であるというなら、支配行為全部を対象にするというなら特にこれ以上何も言いません。疑義があるなら多少そこは疑義があると書いてもらった方が正確になると思います。

もう一つ資料1なのですが、不当な取引制限とカルテル、入札談合とはやはり違う概念でありまして、カルテル、入札談合はあくまで不当な取引制限の一部の行為であって、課徴金納付命令というのは、その一部の行為のカルテル、入札談合だけが対象になっているので、不当な取引制限全体を対象にしているのではないというのは、これはきちんと書いてもらうべきで、例えば資料1の注釈として書いてもらう方が正確な知識になると思います。

塩野座長 できるだけ正確に国民の皆様に伝えるようにいたしますが、この解説部分は従来の公正取引委員会の一種の公定解釈ということによろしいかと思えます。

ただ、今のような注記でやった方がいいという点があれば、そこはまた事務局とも相談させていただきます。どうもありがとうございました。

ほかに何かありますか。消費者の方から何かございますか。

神田委員 これで結構です。

塩野座長 これで大丈夫ですか。消費者の方からもいろんな答えはできるような形で書いていますね。

神田委員 今回の目的ということ踏まえると、これで結構ですということです。

塩野座長 どうぞ。

榎野委員 中身の話ではなくて、外的な話ですけども、パブリック・コメントに見出しを付けてもらった方がいいのかなと思ったんです。開けると前文があって、ざっといくんですけども、この前に1は何とかという項目別の見出しだけでも付けてもらった方が、中身がこうなっているという一覧性があった方がいいのかなと思います。

別府次長 目次ですか。

榎野委員 すみません、目次です。

塩野座長 これはマスメディアの方が一番よく御存じですので、ちょっと相

談に乗っていただけますか。書いている方は、自分がわかっていて書いているものですから、人がこれでわかるかどうか、あるいは読みやすいかどうかというのはわからないものですから、できるだけお目にかけて御意見いただきたいと思えます。

そのほかに、何かございましょうか。何度も繰り返して申しておりますが、これで終わりではないので、委員の皆様方にはこの検討会の場でまだ何度も何度も御意見をいただく機会があります。ただ、国民の皆様には、そう何回もということでもございませぬので、できるだけ幅広く御意見を拾って、それを国民の皆様にお示しした次第でございませぬ。ただ、そのときの取捨選択、いろいろ至らぬところもあろうかと思えますが、今日いただいた御意見、それぞれ多少私の方でコメントをいたしました、そういったコメントを踏まえまして、事務局と相談して今後整理をしていきたいと思っております。

そこで、本日の会合はそろそろ終わりにさせていただきたいと思えます。

今日いただいた御意見を踏まえまして、私と事務局とで論点整理（案）の修正を行います。事前に事務局から各委員に修正内容をお示しさせていただきまして、次回会合でとりまとめるということでございます。

次回会合は、そういう趣旨であるということ事務局の方でもアナウンスしていただけますか、どういう会合になるかということですね。

別府次長 次回の会合は、総理官邸の方で、中間整理（案）が出るということで官房長官にも出席していただいで行いたいと思っております。日程は、7月21日金曜日の午前11時でございます。場所は総理官邸の中の会議室はそのときになって決まりますし、また御案内もさせていただきます。

以上です。

塩野座長 少し案内は丁寧、午前11時から始まるんだけど、実は何時までというのいろいろあるでしょう。ですから、もう少し丁寧にお願いします。

別府次長 申し訳ございません。また時間の関係も、とりあえず午前11時ということにいたしましたけれども、先ほど座長からお話ございましたように、もう一度皆さんに修正した内容をお示しさせていただきまして、どういった御議論があるかもまた考えさせていただきますので、時間のことも含めて最終的に御案内させていただきます。また、場所は官邸でございますので、官邸の御案内も合わせてきちっとさせていただきたいと思えます。

塩野座長 どうもありがとうございました。

どうぞ。

諸石委員 質問なのですが、次回で更に議論して、更にまた変えましょうということが起こるのか、それともこれで修文をしていただいたものをお送りい

ただ、多分それに大きな意見はないとしても、ちょっとした意見があればそれを事前にあつめておいていただいて、21日には大方異論ないというか、こういうことで行くということにならないと具合が悪いのではないかと思います。もし更に今度修文いただいたものにコメントがあっても、これは座長の御判断にお任せするのでよいと考えます。

塩野座長 わかりました。私の心づもりを申しますと、次回で修正意見を出してはいけませんということは、司会役としては言えないことでございます。ですから、どうぞ御意見をお述べいただいて結構だと思います。ただ、そういうことのないようにというか、皆様方の御意見をできるだけ入れ込んだような形で次回にお示しする。次回にお示しするというのは、次回よりも前にお示しをして、できれば御納得をいただきたい。

しかし、どうしても御納得できないという方は、どうぞ御発言いただきまして、それを記録にとどめるということはやぶさかではございません。ただ、ここにもう一つ項目を加えた方がいいのではないかと、と言われてもちょっと困るものですから、「てにをは」はもうお任せいただきたい。意見の内容にわたる部分については、代わりにこういう意見を明らかにしてほしいということがあれば、それはおっしゃっていただいて、こういう席でこういう御意見がありましたということは記録に残るといふふうにしたいとは思っております。

ですから、今日出た御意見については、私が先ほど来申し上げているように、ここはこういうふうにしたいというふうに申し上げているところから従ってまとめさせていただきます。しかし、どうしてもこれでは引き下がれないという方は、その席で御意見、御発言をいただいて、それはその委員の御意見として記録にきちんと残り、次次回以降に生かさせていただくというのが、きれいかなと思っておりますけれども、どうしても直さなければならないということであれば、それはもう直すことはやぶさかではありません。

以上でございます。

それでは、これで終わりますが、最後になりましたが、これまで懇談会の事務局を務めてこられました、寺川参事官が異動されることになりました。どうも長いことありがとうございました。今日も御説明ありがとうございました。一言ごあいさついただけますか。

寺川参事官 昨年7月からこの懇談会が始まりまして、ずっとお付き合いさせていただきましたが、明日付けで公正取引委員会の方に異動することになりました。この懇談会につきましては、今後まさに本格的な議論が始まっていくということで、この仕事から離れるのは非常に残念ではございますけれども、また事務局の方では私を引き継ぐ者も含めて、フォローアップの体制を整えてやっていくことになると思いますので、また今後ともよろしく願いいたします。

す。

本当に、今までどうもありがとうございました。

塩野座長 どうも御苦労様でした。

それでは、今日はこれで終わります。どうもありがとうございました。

(了)